

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法施行令
根拠条項	第43条
処分の概要	児童保護措置費負担金の返還命令
法令の定め	<p>法第53条及び第55条の規定により交付した国庫及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 家庭的保育等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又は停止を命ぜられたとき。</li><li>二 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第5号に同じ。）が、法第46条第4項の規定により、その事業の停止を命ぜられたとき。</li><li>三 児童福祉施設が、法第58条の規定により、その認可を取り消されたとき。</li><li>四 家庭的保育事業等を行う者が、法第58条第2項の規定により、法第34条の15第2項の認可を取り消されたとき。</li><li>五 児童相談所又は児童福祉施設が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。</li><li>六 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第21条第1項の規定により、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ぜられたとき。</li><li>七 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第22条第1項の規定により、認定こども園法第17条第1項の認可を取り消されたとき。</li><li>八 幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。</li><li>九 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者が、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者が当初予定した目的以外の用途に利用されるようになったとき。</li><li>十 負担金交付の条件に違反したとき。</li><li>十一 詐欺の手段で、負担金の交付を受けたとき。</li></ol>
処分基準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	<p>○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課</p> <p>○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 児童相談係 自立支援係</p> <p>(電話番号：011-231-4111 内線 25-767、25-775、25-777)</p>
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> )